

「社会保障の解体は許さない！介護保険制度の抜本改善を！！」

STOP！介護改悪 介護ウェーブ2015推進ニュース

-介護の“Big Wave”を広げよう！-



2015年介護報酬改定

「特定事業所集中減算・各地のとりくみ」

各地で自治体懇談がとり組まれています。今回の改定で特定事業所集中減算は、適用となる介護サービスが全サービスに広がり、適用割合も90%超から80%超という厳しい改定となっていますが、この適用外要件について、前向きな回答を引き出しています。

山形 6月16日に山形県から、「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について」の通知が出されました。

④サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業所に集中していると認められる場合 80%を超えたことについて、その詳細な報告を求める」とする



という画期的な回答を引き出しています。社会福祉法人山形虹の会から「医師からの訪問看護指示書で、あらかじめ訪問看護先が決められている場合も集中減算の対象になってしまうのはおかしいのでは？」の質問に答えたものです。各地でこの通知を元にした自治体懇談も行われています。この取り組みを広げていきましょう。



北海道 7月10日の北海道議会で、「介護報酬の見直し等に関する意見書」を全会一致で可決

意見案第10号 介護報酬の見直し等に関する意見書
[27.7.9 少子・高齢社会対策特別委員長 桐谷 大志 提出 / 27.7.10 原案可決] ↗

平成27年4月に実施された介護報酬の改定は、介護サービスの充実のプラス0.56%、処遇改善のプラス1.65%を除くとマイナス4.48%の大幅なマイナス改定となった。↓

施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模型通所介護事業所では約10%、介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション事業所に至っては20%を超えるマイナス改定となっている。↓

全国各地で、地域によっては介護報酬の引き下げによる住民の介護サービスの低下を招くとの声が上がっている。↓

社会保障の充実を理由に消費税8%に引き上げたにもかかわらず、今回のマイナス改定によるサービスの低下があつてはならない。↓

国は今回の大幅引き下げの理由として、賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえて改定を行ったとしているが、都市部で利益を上げる一部の事業者を除いて、広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく訪問看護などの幾つかのサービスが利用できない自治体もある。↓

また、処遇改善加算は介護職員だけを対象にしているが、介護現場には看護職員・ケアマネジャー・事務職員・リハビリ技術・調理職員など多様な職種が働いており、介護職場全体のバランスのとれた処遇改善には、介護報酬全体の引き上げが必要である。↓

国が医療介護総合確保法により介護保険制度の運営を自治体に任せようとする中で、住民の命を守り、地域の介護システムを維持させるためには、介護事業所の維持と、確保が困難となっている介護労働者の大幅な処遇改善が不可欠である。↓

よって、国においては、次のとおり誰もが安心して利用できる介護保険制度の実現を基本とした介護報酬の見直し等を行うよう強く要望する。↓

記↑

1 介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬の見直し等に向けた検討を行うこと。↓

2 利用者のサービス利用に支障をもたらさないよう、必要な対策を講ずること。↓

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。↓

平成 年 月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 法務大臣 厚生労働大臣 各通

北海道議会議長 遠藤 連

しました。都道府県単位で介護報酬の再改定を求める意見書が可決されることは全国的にも非常に珍しい貴重な成果です。

呼応するように塩崎厚労相は介護報酬改定の影響調査を前倒しして「簡易版」を集約すると発表、「結果を踏まえて今後取るべき対応判断」と述べました。(勤医協在宅G 共闘委員会ニュース NO98 7月11日)



また、特定事業所集中減算では、苫小牧市でも山形県の通知を持って懇談を行い、口頭で以下の回答を引き出しています。

回答(胆振振興局に確認して回答)

①略一、②主治医の訪問看護指示書であったとしても、それは本人の希望に基づくので、本人の希望選択と考えます。したがって北海道のHPで掲示されている、理由書例1(利用者の希望を勘案した場合)に基づいて届け出ていただければ、減算対象になりません(現行の9割減算も同様)。「質の高い」事業所について、地域ケア会議は苫小牧では3カ月に1回程度と考えており、そこで「質の高い」事業所を審査することは考えていません。「地域ケア会議」は事例の一つであって、加算が取られている、職員がちゃんと確保されている、24時間対応している、等の事例の1つでたまたま「地域ケア会議」で質が高いと確認されれば、それもあてはまるという意味合いと考えて下さい。

以上から、**苫小牧市の対応(胆振振興局の考え方)**は、**利用者の希望選択で理由書例1に基づいて届け出れば、減算に当たるまらない事を確認**しました。(北海道勤医協在宅 太田)

京都

京都府では、京都のローカルレールである「第三者評価受審事業所」は従来どおりOKとなり



ました。居宅介護支援事業所集中減算届出様式2の⑥が該当です。

⑥ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を受診し、サービスの質の向上に努めている事業所で、かつ、利用者の希望により特定の事業者に集中している場合。なお、第三者評価については、当該年度を含めて3年度以内に受診しているか、又は当該年度については、未受診であっても第三者評価を受診することが確実な場合。

【添付書類】当該事業所が受診済の場合は、受診結果表の写し(直近のもの)、未受診の場合は、受診申込書の写し
(葵会 松田)

石川

8月10日に県の長寿社会課と特定事業所集中減算の状況について懇談を行いました。

要望として、訪問看護を対象からはずすこと、サービスの質が高いことを客観的に示す事項を具体的に示すことを申し入れました。現在の法人のサービス提供状況(通所リハビリ・訪問リハビリ・短期入所療養介護等の医療系サービスの状況)と地域のサービス事業所の実情に応じ選ばれた事業所であること、地域ケア会議等の開催の現状についても懇談しました。



懇談では、県の担当者から、「本日のご相談の内容を受けてすぐに回答を出すことはできないが、県には今の状況が全く聞こえてきていないので教えていただきありがとうございます。地域の実情は、どの市町にも一律にあてはめるのはむずかしい内容であり、それを県としても個別にひとつひとつ示すことはむずかしい。県から一律に示して、一律に線を引いてしまうことで逆に事業所を救えなくなることもあります、「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」の届出の内容を個別に判断し、対応させていたいたい方が事業者にとっても良いのかと思う。今改定では医療系サービスが新たに対象となり、県の方も地域にどのような影響が起こるのか半年後の届出を見て判断していくと考えている。今日の懇談では各事業所がどのような状況で集中しているか状況を聞かせいただき良かった。」「地域ケア会議等とある「等」についても開催の実情を踏まえ、具体的に示し柔軟な対応を求めていく必要がある。継続して県連居宅責任者会議を中心に取り組んでいく。」と回答をいただきました。

(石川労働者医療協会 馬場)

広島

7月28日に広島民医連介護福祉委員会の呼び



かけて、中森辰一市議会議員と「補足給付」「特定事業所集中減算」について意見交換を行いました。参加者から主に以下の点について意見が出されました。

【補足給付】①利用者の資産調査をケアマネに課すことは、本来の業務を超える上にトラブルのもととなり容認できない。

利用者との信頼関係に影響する。②利用者の通帳等を提示すること自体がプライバシーの侵害となる。

【特定事業所集中減算】①対象疾患以外のものでも、主治医が要医療性と認めた場合には、介護保険ではなく医療保険の対象となるよう自治体へもはたらきかけてはどうか。②地域の施設、医師にも呼びかけ、共同しながら広島市に声を届ける活動をしたらどうか。よりよい制度にしていくために現状を伝え相談しながら進めていきたい。

そして今後、「補足給付」と「特定事業所集中減算」を考えるつどい(仮)を開催することを確認しました。(9月18日(金)18:30~生協けんこうプラザ予定)。共同が広がるような運動を追求していきます。

また、中森市会議員からは、9月広島市議会の質問でとりあげたいとの意向を得ました。

介護をよくするアクションウィーク（1月13日～19日） 各地で元気に取り組みが行われました！～南から

沖縄

沖縄南部地区は7月15日、とよみ大橋東交差点にて各事業所から60名の職員が集まり、今年の介護保険制度改定に伴った介護施設の現状を街頭で訴えました。サービスを利用する方、サービスを提供する事業所が充実した活動を行なえるよう通行されている人にも介護保険制度について少しでも関心を持って頂けたと思います。



中部協同病院・知花の里・美里複合施設・石川にじの家は、沖縄市知花十字路にて各事業所の代表による職員が、ハンドマイクを手にしてのスピーチを行いました。各自で改定を求める訴文を書き入れ作成、のぼりを掲げそれぞれの現状を強く訴える行動を行いました。道行く人へはチラシを配布し、交差点を行き交う車の車内から手を振ってくれる人々に励まされるなか、勇気を頂き街頭行動ができました。今後も、弱者をいじめ締めつけるような国の様々な政策に向けて介護報酬改定を強く訴え続けていきたいと思いました。



福岡

7月18日(土)に、「介護アクションウィーク」による街頭宣伝を行いました。

今回の宣伝行動は、各法人・事業者とちどり福祉会の理事会の方々含め、約70名で「介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める署名」とキャンディ入りチラシ配布を行い、介護保険改善など「制度をカエル!・介護をカエル!」と元気に訴え、**署名67筆**を集めました。



お知らせ

第2回介護職の組織づくり交流集会（9月9日～10日）の参加申し込み締め切りは8月31日です。お忘れなくお願ひいたします。

お問い合わせは、「介護エーフ推進本部」事務局：吉澤・諏佐（すざ）

☎03-5842-6451 / fax03-5842-6460

E-mail : min-kaigo@min-iren.gr.jp